

公立学校共済組合和歌山支部が保有する個人情報の利用目的

【個人情報の利用目的】

組合員の皆様の個人情報は、共済組合事業（短期給付事業、長期給付事業、保健事業、貸付事業）のために使用します。

【利用目的の事例】

- 1 公立学校共済組合員、被扶養者関係（任意継続組合員を含む。）
 - ・組合員資格の得喪及び被扶養者の認定、取消
 - ・国民年金第3号被保険者届出
 - ・掛金、負担金の徴収
- 2 短期給付事業関係
 - ・保健給付、休業給付、災害給付、付加給付及び退職後の給付の実施
 - ・医療機関等に対する診療報酬の支払
 - ・ジェネリック医薬品軽減額通知
 - ・第三者行為に係る損害保険会社への求償
 - ・公務災害に係る基金への求償
- 3 長期給付事業関係
 - ・退職給付、障害給付、遺族給付の実施
 - ・年金額の決定、改定請求に係る手続き
 - ・年金算定の基礎となる給料記録簿
 - ・退職一時金等支給状況の確認
- 4 保健事業関係
 - ・健康管理事業に係る事務手続き
 - ・福祉保険制度（ファミリー年金等）、アイリスプランの給付等に係る事務手続き
 - ・宿泊施設利用補助に係る事務手続き
 - ・その他保健事業に係る手続き
- 5 貸付事業関係
 - ・貸付の審査、決定
 - ・貸付金の償還管理
 - ・団体信用生命保険及び債務返済支援保険の事務手続き
 - ・貸付保険の事務手続き
- 6 広報関係
 - ・現職組合員及び任意継続組合員への広報誌の配付

【互助会への情報提供】（共同利用）

公立学校共済組合和歌山支部と一般財団法人和歌山県教育互助会および一般財団法人和歌山県職員互助会は、療養費の給付等に関し、両者に共通して加入する方の便宜を図るため、従来からデータを共有し事務処理を行っています。

今後も両互助会に対しては、互助会からの医療助成や給付が円滑に実施できるよう、該当の組合員や被扶養者の個人データ、レセプト情報等について、必要なデータに限り提供してまいります。

【第三者提供等】

当支部は、法令に定められている場合や業務の委託先に提供する場合等を除き、本人の同意を得ることなく個人データを第三者に提供しません。また、業務委託先については、規程・細則に基づき個人情報の保護に関し契約書に盛り込み、個人情報の安全管理が図られるよう、適切な監督を行います。

【個人情報開示等の手続き】

和歌山支部が保有する個人データについて、組合員の皆様から利用目的の通知や開示、訂正、第三者提供の停止等の申出があったときは、適切に対処します。

申出の手続き等については、下記の窓口にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

公立学校共済組合和歌山支部
(和歌山県教育庁給与福利課内)
経理班
電話：073-441-3710